



2019年2月22日

各 位

会 社 名 双 葉 電 子 工 業 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 高 橋 和 伸
(コード番号 6986 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 中 村 正 行
業 務 管 理 本 部 長
T E L 0 4 7 5 (2 4) 1 1 1 1

「指名・報酬委員会」の設置に関するお知らせ

当社は、2019年2月22日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として、「指名・報酬委員会」を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 設置の目的

取締役の指名・報酬等に関する決定プロセスの客観性および透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。

2. 指名・報酬委員会の役割

取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議し、取締役会へ答申いたします。

- (1) 取締役の選任および解任（株主総会決議事項）に関する事項
- (2) 代表取締役の選定および解職に関する事項
- (3) 取締役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
- (4) 各取締役の報酬に関する事項
- (5) その他、経営上の重要事項で取締役会が必要と認めた事項

3. 指名・報酬委員会の構成

独立社外取締役を過半数とする委員3名以上で構成し、委員長は取締役会の決議によって選定します。
なお、委員会設置時の委員は以下のとおりです。

委員長：独立社外取締役

委 員：代表取締役2名、独立社外取締役3名(委員長含む)

4. 設置日

2019年2月22日

以上